

(案)

平成 24 年度末に中期目標期間が終了する  
独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃  
に関する勧告の方向性について

平成 25 年 1 月

政策評価・独立行政法人評価委員会



「平成 24 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 23 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって（案）

平成 25 年 1 月 21 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

1. 本日、当委員会は、平成 24 年度末に中期目標期間が終了する 26 の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘するとともに、平成 23 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見を、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。
2. 当委員会は、独立行政法人評価制度における中立・公正・客観性を担保する第三者機関として、対象 27 法人の主要な事務・事業についての徹底的な見直しを行うとともに、平成 23 年度における業務の実績に関する評価結果等に対する政府横断的な評価を行いました。
3. その結果、今回の「勧告の方向性」では、事業等の廃止・重点化や具体的な目標設定・成果検証等による法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し、事務・事業の縮減等を踏まえた組織・人員の合理化など業務実施体制の見直し等の指摘をしております。  
また、各法人に共通する事項として、内部統制の充実・強化、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した運営費交付金額の厳格な算定等の指摘も行っております。  
当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の適正、効果的かつ効率的な運営に大きく寄与するものと確信しております。
4. さらに、二次評価意見については、内部統制の充実・強化に向けた取組の促進などについての指摘を行うとともに、保有資産の見直し、評価指標の妥当性等に関する指摘を行っています。

当委員会としては、各府省の評価委員会において、今般の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待します。

5. もとより、独立行政法人の適正、効果的かつ効率的な運営には、主務大臣並びに主務省の評価委員会及び担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの主体的取組が不可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることで、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパフォーマンスが更に向上されることを期待します。
6. 最後に、独立行政法人がその使命を的確に遂行していくためには、国民の皆様の監視と御理解とが不可欠であります。当委員会としても、厳しい財政事情も踏まえつつ、独立行政法人がその使命を的確に遂行し、国民に対して一層効率的で質の高い行政サービスが提供されるよう、今後とも積極的な活動を行ってまいり所存でありますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

# 目 次

## 平成 24 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（案）

内閣府	1
独立行政法人国民生活センター	3
独立行政法人北方領土問題対策協会	5
総務省	7
独立行政法人統計センター	9
財務省	13
独立行政法人造幣局	15
独立行政法人国立印刷局	21
独立行政法人日本万国博覧会記念機構	25
独立行政法人農林漁業信用基金	27
文部科学省	31
独立行政法人日本学術振興会	33
独立行政法人理化学研究所	35
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	39
独立行政法人日本スポーツ振興センター	43
独立行政法人日本芸術文化振興会	47
日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）	49
厚生労働省	51
独立行政法人勤労者退職金共済機構	53
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	57
独立行政法人福祉医療機構	61
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	63
農林水産省	65
独立行政法人農畜産業振興機構	67
独立行政法人農業者年金基金	73
独立行政法人農林漁業信用基金	77
経済産業省	81
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	83
独立行政法人情報処理推進機構	89
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	95
国土交通省	99
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	101
独立行政法人国際観光振興機構	107
独立行政法人水資源機構	111
独立行政法人空港周辺整備機構	115
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	117



# 内閣府



(案)

政 委 第 号  
平成 25 年 1 月 日

内 閣 総 理 大 臣  
安 倍 晋 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人北方領土問題対策協会）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴府におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 独立行政法人国民生活センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「P I O-N E T」という。）は、地方における苦情を収集・分析するための基盤となる情報システムであるが、P I O-N E Tに苦情相談情報が登録されるまでの期間は、平成19年度実績において平均47.9日間であるところ、システム刷新等により23年度実績において平均32.4日間に短縮されているものの、依然として登録までに1か月以上の時間を要している。この原因として、①相談を受け付けた時点でのデータの即時入力が徹底されていない、②登録前の決裁に時間が掛かっている、③相談員の業務時間内にデータ入力が終わらずに積み残しとなっているなど、運用面の問題があると考えられる。また、国民生活センター及び消費者庁は、消費生活センターにおける業務量や相談員の勤務実態を始めとするP I O-N E Tの運用面に関する現状を定量的に把握できていないなど、地方公共団体との協力を十分に行っていない。

このため、苦情相談情報を迅速に共有することにより、消費者被害の拡大を防止する観点から、国民生活センターは、現状分析及び運用改善について地方公共団体に協力を要請し、P I O-N E Tの運用面での改善を行うことにより、苦情相談情報が登録されるまでの期間の一層の短縮を図るものとする。また、次期中期目標等において、具体的

な取組及び苦情相談情報が登録されるまでの期間に係る目標を明記するものとする。

## 第2 事務所等の見直し

東京事務所及び相模原事務所の見直しに当たっては、消費者行政全体の枠組みにおける他機関の実施するテスト等を含めた商品テストの今後の在り方も含め、最も効率的・効果的に業務運営を行うことのできる体制となるよう検討を行うものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 独立行政法人北方領土問題対策協会の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 効率的・効果的な啓発事業の実施

協会では、北方領土問題に関する国民世論の形成とその高揚を図るために、これまで各種大会、講演会、研修会等を開催し、啓発事業に取り組んできたところであるが、必ずしも国民全体に対するその効果を測りきれていない側面がある。

このため、北方領土問題に関する国民世論を一層喚起する観点から、今後は以下の取組を行うことにより効率的・効果的に啓発事業を進めていくものとし、その取組内容については、次期中期目標に具体的に明示するものとする。

- ① 北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかについて、例えば、年代別・性別・地域別等の複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析することにより、啓発事業の改善に資するものとする。
- ② 啓発事業を幅広く展開するために、北方領土問題への関心が薄いとされる若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない層に対する啓発事業を重点的に行うものとし、これらの層に対しては、ICTや民間のノウハウを活用して積極的に働きかけるものとする。

## 2 融資事業の見直し

本事業については、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」（昭和36年法律第162号。以下「法」という。）に基づき実施されてきたところであるが、今後、元居住者等の高齢化により融資資格が継承され、2世代又は3世代へと融資対象が移行していくことが予想される中、法の趣旨にのっとりた評価と国民に対する説明が求められる。

このため、次期中期目標期間においては、法の趣旨に照らして真にふさわしいものとなるよう、融資資格の継承についての確な審査を実施するとともに、融資メニューの見直しを進めるものとする。

### 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 省 務 總



(案)

政 委 第 号  
平成 25 年 1 月 日

総 務 大 臣

新 藤 義 孝 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人統計センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 製表業務の民間委託

統計センターでは、現行中期目標期間において、製表業務の民間委託は活用しているが、民間委託に係る具体的な基準・方針は中期目標等において明らかにされていない状況である。また、統計センターの組織体制等のスリム化・合理化を進める上では、民間委託の更なる活用が必要不可欠である。

このため、製表業務の民間委託に関する基準・方針や民間委託する業務範囲等を次期中期目標等に明記し、民間委託を積極的に実施するものとする。

なお、製表業務の民間委託に当たっては、オートコーディングシステム（符号格付業務の自動化）などのICTの活用や期間業務職員の活用に係るコストと民間委託に係るコストを分析・比較の上、民間委託の方が効率的である場合には、民間委託を徹底するものとする。

#### 2 受託製表業務の明確化

中期目標で受託が指示されていない受託製表業務については、統計センターが本来担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受け、実費に相当する費用を徴収しながら実施しているが、次期中期目標期間においては、上記受託製表業務の目的やコストを更に考慮した上で、実施方針や具体的な目標を中期目標等に明記し、これを実施するものとする。

### 3 自己収入の拡大

オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用サービスについては、各府省から事務を受託し実施していることを考慮した上で、今後のサービス提供数や手数料収入等の具体的な目標を設定するとともに、広報活動による周知・普及促進の取組などサービス提供の拡大に努め、自己収入の拡大に向けた取組を実施するものとする。

## 第2 業務実施体制の見直し

次期中期目標期間における組織体制等については、業務運営の高度化・効率化に取り組むとともに、スリム化・合理化の工程表となる計画を具体的な数値を盛り込んだ上で策定し、不断の見直しを実施するものとする。

特に、製表業務の民間委託を徹底すること等により製表部門の常勤職員数の合理化を図り、業務実施体制の見直しを図るとともに、各部門における人員配置を適正に実施するものとする。

## 第3 具体的かつ定量的な目標設定

独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

また、以下の事項については、特に留意するものとする。

### 1 政府統計共同利用システム運營業務

政府統計共同利用システムは、政府統計に関する情報等を国民・企業等に提供しているものであるため、次期中期目標期間においては、平成25年1月から運用開始した新政府統計共同利用システムの目標について、国民向けサービスを提供している他のシステムの目標稼働率や旧政府統計共同利用システムの実績稼働率等も勘案した上で、旧システムよりも高い目標稼働率を設定するものとする。

## 2 製表等の技術研究

オートコーディングシステムについては、これまでの研究成果を踏まえ各調査の製表業務における符号格付に適用されており、製表業務では正確性が重要であることから、次期中期目標期間においては、各調査に対する格付率だけでなく、正解率についても目標として設定するものとする。

また、データエディティング(未回答事項の機械的な補完に係るもの)については、その実用化に向けた技術の研究・開発が実施されているが、現行中期目標期間においては中期目標等において定量的な目標は設定されていないことから、次期中期目標期間においては各研究・開発過程における補完率や実用化の時期などを目標として設定するとともに、実用化後においても研究成果に見合った目標を設定するものとする。

### 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



# 財 務 省



(案)

政 委 第 号  
平成 25 年 1 月 日

財 務 大 臣

麻 生 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人日本万国博覧会記念機構及び独立行政法人農林漁業信用基金）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 独立行政法人造幣局の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性(案)

独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 経費削減に向けた取組について

造幣局は国民生活に不可欠な貨幣の製造を主管業務としており、その経費は、毎年度、財務大臣が定める製造計画により変動するものであるが、可能な限り効率化を推進するなど、コスト削減に向けた取組を行うことが必要である。

現在、造幣局においては、貨幣の製造計画に直結する材料費、時間外手当、貨幣販売国庫納付金及び外注加工費を固有の「変動費」として整理し、また、地方自治法60周年記念貨幣に伴う経費（以下「地方自治貨幣関係経費」という。）等の経費<sup>(注)</sup>を別に整理した上で、それら以外の経費を「固定的な経費」とし、削減目標を設定しているところであるが、変動費についても可能な限り個々の費目特性に応じた削減への取り組みが促されるよう、次期中期目標において削減の方向性を記載するものとする。

(注) 造幣局では、地方自治貨幣関係経費、資産債務改革の趣旨を踏まえた保有資産の見直しにより発生する費用及び環境対策投資により発生する費用については、別に管理するとしており、また、たな卸資産等の増減額についても、経費から差し引いて固定的な経費を算出している。

また、造幣局は、標準原価計算制度を用いて原価管理を行っており、財務省は、部

門別・製品別・作業工程別に、月次で実際原価を把握し、管理していると説明しているが、厳格かつコスト意識を持った原価管理を行うためにも、主管業務である貨幣製造部門については、貨幣の種類別に実際原価の把握・計算ができるよう見直しの検討を行うものとする。

さらに、経営指標の一つとして、業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す目標として、「経常収支比率」を設定しているが、更なる効率化を図るための指標設定を行うものとする。

## 2 貨幣製造事業等の経費縮減目標について

「固定的な経費」については、その算定過程が明瞭となっておらず、法人の効率化に関する努力が第三者に検証可能なものとなっていない状況にある。独立行政法人において業務運営の効率化に取り組むことは極めて重要なことであり、今後においては、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、当該経費の算定過程や削減の達成状況を第三者が検証できるよう、業務実績報告書に記載する等の方法により、情報開示の充実に努めるものとする。

また、現在削減目標を設定している法人全体及び工場別の固定的な経費に加え、総務・企画部門及び研究所に係る経費についても、削減に努めるものとする。

なお、時間外手当については全てを変動費として整理しているが、管理部門及び研究所等の工場に勤務しない者に係るものについては、固定的な経費に含めることとする。

さらに、地方自治貨幣関係経費については、次期中期目標期間においても継続的な発行が見込まれることから、削減目標の対象に含めるよう、検討を行うものとする。

## 3 研究開発業務

研究開発業務については、平成 15 年に独立行政法人として設立されて以降、これまでの 9 年間で約 80 億円の研究開発予算が投じられているが、研究開発に関する規程類が未整備であるほか、予算管理についても研究テーマごとに行われていないため、適正な評価実施体制に見直すべきである。

このため、研究開発に関する規程類を速やかに整備するとともに、研究テーマごとの予算管理については、平成 24 年度の執行途中からこれを改めることとし、25 年度

以降は、

- ① 研究評価に関する規程に基づく評価実施体制により適正な評価を実施するとともに、
- ② 予算管理にあつては、計画段階から研究テーマごとに予算配分を行い、予算に見合った研究成果が得られているかを検証し、実績に応じて予算の増減を行う等の見直しを行い研究開発を実施するものとする。

#### 4 品位証明・地金分析業務

品位証明業務及び地金分析業務については、公共性の高い業務であることから、受益者に対し、直接的な経費のみの負担を求める料金設定となっているが、間接的な経費も含めた負担とする場合には、料金設定内容の変更に伴う需要への影響等も注視しながら、更なる収支の改善を図っていくものとする。

#### 5 情報提供・広報業務

造幣局は経済活動・国民生活の基盤である貨幣を製造しており、貨幣に対する信頼を維持するため情報提供・広報業務は必要な業務であるといえる。

次期中期目標期間においては、本業務の重要性に鑑み、機密保持に配慮した上で、より一層国民に分かりやすい情報提供に努めるものとする。

## 第2 その他業務の見直し

### 1 施設整備

施設整備については、設備投資の目的や投資に見合った効果が得られているか、投資額や整備手法が適正か否か等、費用対効果等の投資効果及び投資の妥当性等について、厳格な事前審査を実施するとともに、審議結果については偽造防止上の観点に配慮しつつ、業務実績報告書に記載する等の方法により情報開示の充実に努めるものとする。

### 2 診療所

各局に設置されている診療所については、不測の事態が生じた場合に、適切な応急処置等が可能な体制を維持しつつ、管理運営については、更なる効率化を図るものと

する。

### 3 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場の警備業務については、常勤職員により業務が行われているほか、一部外部委託を行い実施しており、次期中期目標期間においては、セキュリティの向上も視野に入れて、外部委託の拡大を検討するものとする。

## 第3 保有資産の見直し

- 1 東京支局については、さいたま市への移転に向けた用地取得交渉を開始しているため、移転後の東京支局跡地については、豊島区の再開発事業の進捗を踏まえつつ、財政に寄与する観点から国庫納付の方法及び時期について検討を進めるものとする。
- 2 北・南宿舎(豊島区池袋)については、東京支局の移転に伴い廃止するものとし、廃止後の跡地については、豊島区の再開発事業の進捗を踏まえつつ、財政に寄与する観点から国庫納付の方法・時期について検討を進めるものとする。

## 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）において、国会からの検査要請事項である「独立行政法人における不要財産の認定等の状況について」が報告されている。造幣局では、保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、次期中期目標期間においては、この見直しを引き続き進めるとともに、当該報告における会計検査院の所見も踏まえ、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施するものとする。

3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人国立印刷局の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性(案)

独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 経費削減に向けた取組について

印刷局は国民生活に不可欠な銀行券の製造を主管業務としており、その経費は、毎年度、財務大臣が定める製造計画により変動するものであるが、可能な限り効率化を推進するなど、コスト削減に向けた取組を行うことが必要である。

現在、印刷局においては、銀行券等の製造計画に直結する材料費、時間外手当及び外注加工費を固有の「変動費」として整理し、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用等の経費<sup>(注)</sup>を別に整理した上で、それら以外の経費を「固定的な経費」とし、削減目標を設定しているところであるが、変動費についても可能な限り個々の費目特性に応じた削減への取組が促されるよう、次期中期目標において削減の方向性を記載するものとする。

(注) 印刷局では、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用及び環境対策投資により発生する費用については、別に管理している。

また、印刷局は、標準原価計算制度を採用して原価管理を行っている。財務省は、部門別・製品別・工程別に、月次で実際原価を把握し、管理していると説明しており、

また、平成24年度から新たな原価管理システムの運用を開始しているとも説明しているため、本システムの円滑な運用を行い、厳格かつコスト意識を持った原価管理に努めるものとする。

さらに、経営指標の一つとして、業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す目標として、「経常収支率」を設定しているが、更なる効率化を図るための指標設定を検討するものとする。

## 2 セキュリティ製品事業等の経費縮減目標について

「固定的な経費」については、その算定過程が明瞭となっておらず、法人の効率化に関する努力が第三者に検証可能なものとなっていない状況にある。独立行政法人において業務運営の効率化に取り組むことは極めて重要なことであり、今後においては、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、当該経費の算定過程や削減の達成状況を第三者が検証できるよう、業務実績報告書に記載する等の方法により、情報開示の充実に努めるものとする。

また、現在削減目標を設定している法人全体及び工場別の固定的な経費に加え、本局及び研究所に係る経費についても、削減に努めるものとする。

## 3 情報提供・広報業務

印刷局は経済活動・国民生活の基盤である銀行券を製造しており、銀行券に対する信頼を維持するため情報提供・広報業務は必要な業務であるといえる。

次期中期目標期間においては、本業務の重要性に鑑み、機密保持に配意した上で、より一層国民に分かりやすい情報提供に努めるものとする。

## 第2 その他業務の見直し

### 1 施設整備費

施設整備については、設備投資の目的や投資に見合った効果が得られているか、投資額や整備手法が適正か否か等、費用対効果等の投資効果及び投資の妥当性等について、厳格な事前審査を実施するとともに、審議結果については偽造防止上の観点に配意しつつ、業務実績報告書に記載する等の方法により、情報開示の充実に努めるものとする。

とする。

## 2 診療所

各工場に設置されている診療所については、不測の事態が生じた場合に、適切な応急処置等が可能な体制を維持しつつ、管理運営については、更なる効率化を図るものとする。

## 3 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場の警備業務については、職員により業務が行われているほか、一部外部委託を行い実施しており、次期中期目標期間においては、セキュリティの向上も視野に入れ、外部委託の拡大について検討するものとする。

## 4 病院事業

東京病院については、現行中期目標期間終了時まで印刷局の事業としては廃止すべく手続が進められているが、当該廃止に係る手続を進めるに当たっては、地元自治体からの要望を踏まえた上で移譲を進めるものとし、次期中期目標期間においては本事業から撤退するものとする。

## 第3 保有資産の見直し

- 1 虎の門工場の印刷機能については、滝野川工場への移転が進められているところであり、移転後の資産処分については、再開発事業の進捗を踏まえつつ、財政に寄与する観点から国庫納付の方法及び時期について検討を進めるものとする。
- 2 政府刊行物サービス・センターについては、平成24年度の廃止に向けて手続が進められているところであり、廃止後の保有資産については、財政に寄与する観点から国庫納付の方法及び時期について検討を進めるものとする。
- 3 山の手線内の職員宿舎については廃止・集約するとともに、その他の職員宿舎についても、必要性を厳しく見直し、職員宿舎の削減に向けた取組を進めるものとする。

- 4 小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、職員の心身の健康の保持増進に供されているほか、災害時には地域住民の避難施設等として使用される（体育館については小田原市の防災拠点施設として指定されている）ことに配慮しつつ、これら施設の保有の必要性を検討するものとする。
- 5 西ヶ原第2敷地（東京都北区）については、事業の用に供していないことから処分するものとし、財政に寄与する観点から国庫納付の方法及び時期について検討を進めるものとする。

#### 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）において、国会からの検査要請事項である「独立行政法人における不要財産の認定等の状況について」が報告されている。印刷局では、保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、次期中期目標期間においては、この見直しを引き続き進めるとともに、当該報告における会計検査院の所見も踏まえ、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施するものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の主要な事務及び事業の  
改廃に関する勧告の方向性(案)

独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「万博機構」という。）については、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 独立行政法人の廃止を含めた事務及び事業の見直し

1 万博機構の廃止に伴う公園事業の大阪府への承継

日本万国博覧会の跡地については、国と大阪府が53:47の割合で出資を行い万博記念公園として整備をし、これまで、国、大阪府及び万博機構で公園の共同運営をしてきた経緯があるが、独立行政法人が公園の管理運営主体であることの適否について、当委員会では、平成19年の勧告の方向性の検討の段階から議論を重ねてきた。

万博記念公園等の万博機構が保有する資産については、国と大阪府との間で財産関係の整理等に関する協議が整ったとしていることから、平成25年度末の万博機構の廃止を視野に、公園事業を大阪府へ移管するための実務的な作業を行うものとする。

2 万博機構の廃止に伴う基金事業の公益認定法人への承継

基金事業については、基金事業が設立された経緯を踏まえ、公正性・透明性を確保するとともに公園・環境に係る事業等への助成に重点化した事業として公益認定法人へ承継を行うものとする。

3 公園事業勘定の投資有価証券の国庫返納

公園事業勘定の投資有価証券については、万博機構が独立行政法人として設立されるまでの間に、公園敷地の一部を大阪府に譲渡するなどして得られた収入を基に、国債や地方債等で運用されてきたものである。

このため、当該有価証券については、万博機構廃止の際、国の出資割合に応じて国庫返納するものとする。

第2 独立行政法人の廃止までの間における業務全般に関する見直し

上記に加え、万博機構が廃止されるまでの間、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 上記のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性(案)

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 債務保証等業務の見直し

#### 1 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務

これらの業務の効率化については、現下の厳しい経済情勢や東日本大震災の影響など農林漁業者を取り巻く環境が厳しい中で、信用基金が政策金融機関として健全な財務内容により安定的かつ継続的な業務運営を行う必要があるとの観点から、勘定ごとの業務収支が赤字となる要因について分析の上、平成29年度までに勘定ごとに単年度の業務収支の黒字化を目指すものとする。その際、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するため、収支改善に向けた具体的な目標を設定することとし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 事業の効率化を推進するため、一般管理費、事業費及び人件費に係る効率化目標について、これまでの達成状況を踏まえ、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を設定する。
- ② 制度利用者の利便性の更なる向上を目指し、これまでの保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等に係る標準処理期間についての目標の達成状況を踏まえ、目標とする標準処理期間の短縮や、達成率の目標値の引上げを図る。

なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようにする。

- ③ 金融機関等のモラルハザード防止対策の導入効果について検証の上、金融機関等との情報共有の取組の強化、引受審査の厳格化の徹底、部分保証の対象範囲の拡充等により、事故率の低減を図る。
- ④ 求償権に係る管理回収の強化を図るため、これまでのサービサー導入による費用対効果を検証の上、対象範囲の拡充等により回収率の向上を図る。

また、農業・漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方の原点に立ち返り、これを踏まえた議論を進め、保険対象となる資金の在り方について引き続き検討するものとする。

## 2 保険料率・保証料率の見直し

保険料率・保証料率については、農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、農業信用保険業務については平成20年7月から、林業信用保証業務については19年10月から、漁業信用保険業務については20年4月から、それぞれ現行の保険料率・保証料率が適用されている。

これらの保険料率・保証料率については、収支均衡に向けて、平成29年度までに、単年度の業務収支黒字化を目指すため、現中期目標期間の事故率等を十分踏まえ、適正な率へ見直すとともに、今後も不断の見直しを行うものとする。

## 第2 業務実施体制の見直し

引き続き、組織の効率化・スリム化を図るとともに、金融業務を行う法人としてガバナンス機能の強化を図るものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政

法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告)の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



文 部 科 学 省



(案)

政 委 第 号  
平成 25 年 1 月 日

文 部 科 学 大 臣  
下 村 博 文 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人等（独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び日本私立学校振興・共済事業団（助成業務））の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 学術研究の助成に関する業務の一元化の推進

学術研究の助成に関する業務については、大半の研究種目は日本学術振興会が公募・審査・交付等の業務を行っているが、新学術領域研究、特別研究促進費及び研究成果公開促進費については、制度的に定着していないこと等を理由として、文部科学省が直接、公募・審査・交付等の業務を行っている。

これら文部科学省が直接業務を行っているものについては、業務の効率化、利便性の向上を図る観点から、次期中期目標期間中に日本学術振興会への一元化を進めるものとする。

#### 2 研究助成の評価の見直し

日本学術振興会が行う研究助成に関する評価については、事後評価の大半が助成を受けている研究者による自己評価となっている。

このため、評価における客観性の一層の向上を図る観点から、次期中期目標期間において、評価業務の効率化を図り、人員及びコストの増大を極力抑制しつつ、日本学術振興会による評価機能を充実させるための具体的方策を検討し、実施するものとする。

る。

### 3 学術システム研究センターの業務の透明性確保

学術システム研究センターが行う審査・評価業務については、業務内容の透明性の向上を図る観点から、審査員の審査結果に対する検証等のプロセスについて国民に分かりやすい形で明らかにするものとする。

### 4 学術の国際交流に関する業務の効率化の推進

日本学術振興会の実施する学術の国際交流に関する業務のうち、外国人研究者の招へいを目的とする以下の①、②、③については、業務の効率化を図る観点から統合・メニュー化するものとする。

①外国人著名研究者招へい

②外国人招へい研究者（長期・短期）

③外国人特別研究員（一般、欧米短期、サマー・プログラム）

また、その他の事業についても大学等研究現場や海外協力機関のニーズを踏まえながら不断の見直しを行い、更なる大括り化・整理合理化を進めるものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 独立行政法人理化学研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 科学技術政策全体の中での理化学研究所の位置付け

理化学研究所については、貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、政府全体として研究開発の成果の最大化を図る観点から、理化学研究所の使命とともに達成すべき目標の明確化を図り、科学技術政策全体の中で理化学研究所が真に担うべき研究に重点化するものとする。また、「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）の中で推進するとされたグリーンイノベーション及びライフイノベーションについては、産業総合研究所等の他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担・連携を図り、理化学研究所が達成すべき水準を次期中期目標に明記するものとする。

#### 2 研究成果の社会還元の見直し

理化学研究所の実施する研究については、課題達成のために科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとして「科学技術基本計画」の趣旨を踏まえ、これまで以上に研究の成果が社会へ還元されるよう、産学官連携の下、社会的ニーズの更なる把握に努め、研究内容へ反映させるものとする。また、研究成果の

具体的な還元内容を国民に分かりやすい形で明らかにするものとする。

### 3 知的財産の活用の活性化と効率的管理の推進

理化学研究所の保有する知的財産については、特許の実施許諾による収入に伸び悩みの傾向が見られる中、特許の出願・維持に係る費用による支出との間に大きな収支差額が発生しており、また、保有後の特許の実施化率も改善の余地がある。

理化学研究所の使命に鑑みれば、必ずしも収支の観点のみにとらわれず、我が国の技術競争力の向上等に係る特許は戦略的に取得・保持していくことが重要であるが、一方で戦略的保持の必要性が低い特許については、将来的な知的財産の活用の可能性や困難性を考慮しつつ、出願や審査請求等の際に必要な検討を厳格化することや長期間未利用となっている特許の再評価による削減を計画的かつ継続的に行うことを次期中期目標に具体的に掲げることにより、一層効率的な知的財産の管理を推進するものとする。

### 4 施設の外部利用の推進

理化学研究所が保有する研究施設の外部利用については、放射光共用施設（Spring-8）を始めとする大型研究施設を中心として実施されているものの、このほかにも共用可能な施設は存在すると考えられる。研究施設の有効活用による我が国全体としての研究開発能力の向上や理化学研究所における自己収入の拡大を図る観点から、外部からの利用ニーズの更なる把握に努め、可能な限り多くの研究施設へ展開していくことで、より一層の外部利用を推進するものとする。

## 第2 業務実施体制の見直し

管理部門の職員数については、研究所ごとの全職員数に占める比率にばらつきが見られるため、職員配置の更なる適正化を図る必要がある。今後、人事データベースシステムは平成24年度に、財務会計システムは26年度までに、それぞれシステム更改が予定されていることから、次期中期目標においてシステムの活用効果を具体的かつ定量的に明らかにした上で、更改されたシステムの更なる活用により、職員の再配置を進めるとともに、人員やコストの削減を図るものとする。

### 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
  
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
  
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「宇宙航空研究開発機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 宇宙政策全体の中での宇宙航空研究開発機構の位置付け

宇宙航空研究開発機構については、貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、政府全体として研究開発の成果の最大化を図る観点から、平成24年7月に構築された新たな宇宙開発利用の戦略的な推進体制の下での宇宙航空研究開発機構の使命とともに達成すべき目標の明確化を図り、宇宙政策全体の中で宇宙航空研究開発機構が真に担うべき研究開発に重点化するものとする。その際、宇宙開発利用における研究機関や民間からの主体的かつ積極的な参加を促す観点から、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担・連携を図り、宇宙航空研究開発機構が達成すべき水準を次期中期目標に明記するものとする。

#### 2 研究成果の社会還元の明確化

宇宙航空研究開発機構の実施する事業については、宇宙基本法（平成20年法律第43号）に宇宙開発利用に関する基本理念として規定されている国民生活の向上、産業の振興等に資する観点から、これまで以上に研究開発の成果が社会へ還元されるよう、産学官連携の下、社会的ニーズの更なる把握に努め、研究開発内容へ反映させるもの

とする。また、研究成果の具体的な還元内容を国民に分かりやすい形で明らかにするものとする。

### 3 宇宙事業における民間への技術移転等の促進

宇宙事業については、宇宙基本法に基本的施策として規定されている民間事業者による宇宙開発利用の促進の観点から、衛星運用やロケット打上げ等の民間への更なる技術移転を行うとともに、民間・関係機関等における一層の研究開発成果の活用を進めるものとする。

### 4 航空科学技術に関する研究開発の重点化

航空科学技術に関する研究開発については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める中で、国が独立行政法人に実施させるべき先端的・基盤的な研究開発に更に特化するものとし、その具体的な方針を次期中期目標に明記するものとする。その上で、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものは、順次廃止するものとする。

### 5 契約の不正再発防止

宇宙航空研究開発機構が行う契約については、平成10年に判明した契約相手先による過大請求事案に続き、24年1月にも同様の事案が判明している。

このため、再発防止の観点から、第三者を含めて、宇宙航空研究開発機構のガバナンスや契約管理上の問題を含めた不正発生の原因究明を徹底的に行った結果を踏まえて、契約相手先との関係を含め、宇宙航空研究開発機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な再発防止策を講ずることにより、不正の抑止を図るものとする。

## 第2 業務実施体制の見直し

管理部門については、業務運営の効率化の観点から、次期中期目標期間において、情報システム等の活用を踏まえた職員の再配置を引き続き進めることにより、一層の人員やコストの削減を図るものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
  
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
  
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人日本スポーツ振興センターの主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 スポーツ振興のための助成業務の効果の向上

スポーツ振興のための助成業務については、スポーツ振興投票業務の収入の拡大に伴い、採択される件数が増加している中、採択率が9割を超えている状況となっていること、助成した事業に関する評価において、スポーツ団体が自己評価を行い、それを日本スポーツ振興センターが分野ごとに取りまとめるだけのシステムとなっていることなど、助成の必要性に対する審査や助成効果の検証・評価が十分に行われているとは言い難い状況にある。

このため、より効果的な助成を実施する観点から、助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用するとともに、助成事業の成果指標を次期中期目標等において設定するものとする。

#### 2 施設管理業務及びスポーツ振興投票業務の更なる効率化

施設管理業務及びスポーツ振興投票業務については、業務の質や収入等の維持に留意しつつ一層のコスト削減を図るため、次期中期目標において、外部に委託することにより、また、既に外部に委託している業務については、さらに契約方法等を改める

こと等により、業務に要する費用の軽減を図るなど、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を明記するものとする。

### 3 国立登山研修所における業務成果の明確化

国立登山研修所の業務については、山岳遭難事故の防止及び救助のための指導者を養成するという目的を踏まえつつ、近年登山事故が増加している状況下での中高年登山者への対策の強化、登山スタイルの多様化に応じた指導の徹底などより具体的な対策を講ずるとともに、研修修了者の活躍状況や山岳遭難事故の抑止効果を示すなどの具体的な成果指標を次期中期目標に設定し、業務成果を国民に分かりやすい形で明らかにするものとする。

## 第2 施設の有効活用

日本スポーツ振興センターが保有する施設については、自己収入の確保の観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 固定広告物を掲示する権利及び命名権の導入を実施していない施設（国立スポーツ科学センター、フットサルコート、体育館等）については、それぞれの導入について検討を行うものとする。
- ② 施設の目標稼働日数の設定については、総じて実稼働日数が目標を上回る状況が見られるため、次期中期目標では、努力目標値を加算する等により、更なる法人の努力を促すような目標を設定するものとする。なお、スポーツ施設としての本来の役割を踏まえ、スポーツ行事等を幅広く行うなどスポーツのための利用を拡大することを基本としつつ、それに支障のない範囲内でスポーツ以外のための利用にも供し、稼働率の向上を図るものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見とし

て各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人日本芸術文化振興会の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「日本芸術文化振興会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家の研修の見直し

伝統芸能の伝承者の養成については、民間での養成が難しいため国としての支援が必要となる分野について限定して実施するものとし、関係団体の要望、外部専門家の意見等を踏まえつつ、養成すべき分野の選択に係る具体的な方針を定めるとともに、養成すべき分野、養成人数等の選定に至った経緯、理由を明らかにするものとする。また、伝統芸能の更なる普及・促進を図る観点から、伝統芸能の担い手の裾野を広げていくための効果的かつ効率的な取組について検討するものとする。

現代舞台芸術の実演家の研修については、民間団体の役割を踏まえ、グローバルな視点に立った体系的かつ安定的、継続的な実演家の育成を実施することに留意しつつ、次期中期目標に当該研修の成果目標を定めるものとする。また、研修成果については、研修修了者の活躍状況を示すなど国民に分かりやすい形で明らかにするとともに、成果の検証を厳密に行い、成果が不十分なものについては廃止を含め、長期的視点も踏まえて研修分野・規模を不断に見直すものとする。

#### 2 芸術文化振興のための助成事業の一元化の検討

芸術文化振興のための助成事業については、既に一部の文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業及び文化芸術振興費補助金)が日本芸術文化振興会に一元化され、プログラムディレクターやプログラムオフィサー等を活用した新たな審査・評価の仕組みを試行的に導入しているところである。次期中期目標期間中に、これらの検証結果を踏まえ、文化庁で助成を行っている国際芸術交流支援事業については、より一層の審査・評価の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、日本芸術文化振興会に一元化することについて検討するものとする。

### 3 新国立劇場及び国立劇場おきなわに関する業務委託

劇場の管理・運営業務を財団法人に委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわについては、収支構造の改善等のための取組方策を次期中期目標に具体的に明記した上で計画的に取り組むとともに、現行の業務委託の在り方について、最も経済的かつ効率的なものとなるよう不断の見直しを行うものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定が準用される日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に係る事務及び事業については、政策金融関係法人として業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 補助事業の見直し

私立大学等経常費補助金については、「大学改革実行プラン」（平成24年6月5日文部科学省策定）の趣旨を踏まえ、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況、教育研究の質の向上に資する取組等に応じた増減など、明確なメリハリある配分・一層の重点投資を実施することで、私立学校のガバナンスの強化を推進し、経営基盤の強化を促進するものとする。

#### 2 貸付事業の安定的かつ効率的な実施

貸付事業については、少子化を背景として長期的には学生総数の減少が見込まれるなど私立学校における経営環境が一層厳しくなる状況を踏まえ、学校経営の安定的な運営を図る観点から事業を実施し、リスク管理機能の強化を図るものとする。

また、与信審査については、学校法人の長期的な経営状況の見通しを考慮した上で、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性を検証するため、諸データの活用により与信審査の向上に努めるものとする。

償還方法については、政策金融として長期貸付・固定金利を基本としつつ、学校経営上のリスク軽減に資するためにも、学校法人のニーズを踏まえ、繰上げ償還や短期の貸付けも活用するものとする。

### 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

厚 生 勞 働 省



(案)

政 委 第 号  
平成 25 年 1 月 日

厚 生 労 働 大 臣  
田 村 憲 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 退職金未請求者の縮減等

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）においては、平成23年度末時点で、退職金の受給資格を有しながら退職金を請求していない者（以下「未請求者」という。）が約57万人（共済脱退者の5.4%）おり、そのうち5年以上未請求の者（以下「長期末請求者」という。）は約50万人（未請求者の88%）存在し、未請求の退職金は累計で約394億円に達している。

建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）、清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）においては、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）を3年以上更新していない者（以下「長期末更新者」という。）が、平成24年7月末時点で、清退共において約3,000人（被共済者の19.5%）、林退共において約2,000人（同5.1%）おり、累計の退職金試算額は、清退共において約2.4億円、林退共において約3.9億円に達している。この中には、既に業界から引退している者等、退職金未請求となっている者が相当数いるものと考えられる。

機構は、ホームページや広報誌等を活用した注意喚起を行うとともに、未請求等期

間が一定期間に達する退職金受給資格者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求又は共済手帳の更新を求める取組を行っている。

しかしながら、長期未請求者及び長期未更新者（以下「長期未請求者等」という。）の総数は大きく変わっておらず、長期未請求者等の中には<sup>(注1)</sup>、i) 長期間退職金を請求していない又は共済手帳を更新していない者、ii) 退職金が少額な者、iii) 生存していれば80歳以上の高年齢者がおり<sup>(注2)</sup>、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われる。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり<sup>(注3)</sup>、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があると考えられる。

また、建退共では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期未更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期未更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期未更新者の縮減対策を検討するための現状すら把握できていない状況にある。

このため、機構は、中期目標期間において以下の措置を講ずるものとする。

- ① 現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期未請求者等については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など、新たな長期未請求者等数の縮減方策を検討するものとする（中退共、建退共、清退共及び林退共）。
- ② 被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

(注1) 建退共においては、長期未更新者の全体数を把握していないため、平成24年8月現在の共済手帳未更新者のうち長期未更新者504人を抽出したサンプル調査を実施。

(注2) 平成23年度末現在、中退共においては、「25年以上退職金を請求していない者」が301,447人（長期未請求者の61%）、「退職金1万円未満の者」が184,443人（同37%）、「80歳以上の者」が80,526人（同16%）となっている。

建退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が長期未更新者の51%、「80歳以上の者」は同10%となっている。

平成24年7月末現在、清退共及び林退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が2,999人（長期未更新者の96%）、1,534人（同74%）、「80歳以上の者」が1,784人（同57%）、679人（同33%）となっている。

(注3) 平成23年度末現在、中退共においては、「退職からの期間が5年未満の者」が69,299人(未請求者の12%)、「退職金額100万円以上の者」が21,142人(同4%)となっている。

建退共においては、「共済手帳未更新期間が3年以上5年未満の者」が長期未更新者の13%、「共済手帳10冊以上更新している者」が同3.8%となっている。

平成24年7月末現在、清退共及び林退共においては、「共済手帳未更新期間が3年以上5年未満の者」が8人(長期未更新者の0.3%)、59人(同3%)、「退職金試算額100万円以上の者」は、清退共において7人(同0.2%)、林退共において41人(同2%)となっている。

## 2 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林退共においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じている。機構は、平成17年度に「累積欠損金解消計画」を策定しているが、実際の解消は遅れており、同計画の見直しは行われていない。

また、中退共では、実際の運用利回りが予定運用利回りより低くなったときは、退職金支給額は変動しないことになっている一方で、実際の運用利回りが予定運用利回りより高くなったときは、一定程度、付加退職金として上乘せすることとなっており、機構の資産運用結果が好転したとしても、累積欠損金の解消につながりにくい仕組みとなっている。

このため、次期中期目標期間において、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

### 第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実

施するものとする。

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 業務実施体制の見直し

#### 1 本部の業務運営体制の再構築

本法人は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、平成23年10月1日に廃止された独立行政法人雇用・能力開発機構の一部の業務（職業能力開発業務等）を承継し、新法人として発足したものであり、24年4月1日現在、本部機能は千葉市に集約化されている。

組織の統合に伴い、本部の管理部門の運営体制については、部署の統合及び人員の削減が一定程度進んでいるものの、業務部門の運営体制については、ほぼ統合時のままの体制が維持されており効率化が進んでいない状況にある。

しかしながら、本部の業務部門については、雇用促進住宅及び職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等の地方公共団体への譲渡等が進むことや高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に規定する経過措置期間の経過とともに段階的に業務量の減少が見込まれる部門も見られることから、次期中期目標期間中に、これらの部門を含め業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検を行うとともに、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう本部の業務運営体制を再構築していくものとする。

## 2 地方施設の整理、統合

本法人の地方施設については、組織の統合後も、旧2法人の施設の多くが従来のまま存続しており、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が散在している状況が見受けられることから、効率的・効果的な業務運営体制を構築するために、以下の各地方施設について都道府県への移管や整理・統合を進め、その具体的な取組を次期中期目標に明記するものとする。

なお、厚生労働省は、(1)①の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を改めて示すものとする。また、当該方針を踏まえ、移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、本法人が運営を続ける合理性及び必要性について厳格に検証し、明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討するものとする。

### (1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、受入条件が整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現行の譲渡条件の期限（平成26年3月31日）までの間、都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。

② 都道府県との移管協議を進めるに当たっては、これまで移管に至らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるものとする。

③ 現状において、同一都道府県内に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものについては、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする。

### (2) 整理・統合を進める他の地方施設

地方施設の整理・統合を進めるに当たっては、利用者のニーズや利便性、コスト、業務量等を勘案しつつ、高齢・障害者雇用支援センター及び職業訓練支援センターのほか、高齢・障害者雇用支援センターを併設していない地域障害者職業センター

を含めて幅広く検討するものとし、次期中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の地方施設が散在する状況を可能な限り解消するものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 民間金融機関と協調した融資の推進

福祉・医療分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を担うことが求められているところである。

このため、機構は、福祉・医療分野について、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。また、これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するとともに、借り手側にとってメリットがあるとされる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

#### 2 融資事業におけるモニタリングの推進

機構は、融資先の効率的な施設経営を図る観点から、経営基盤が脆弱とされている福祉・医療分野の事業者に対して、融資後の事業の状況や財務の状況等を把握するた

めのフォローアップ調査を引き続き実施するものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 上記 1 及び 2 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の 主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

- ① のぞみの園の施設利用者の自立支援のための取組については、引き続き地域移行を推進していくとともに、今後の受入れについては、行動障害等を有する著しく支援が困難な者や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に特化し、全国の障害者支援施設・事業所で活用できるようなモデル的支援に取り組むものとする。

また、平成25年4月から施行される改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、支援対象者、取組内容等を具体化していくものとする。

- ② 自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、モデル的支援に関する調査研究や大学等との共同研究を推進し、他の障害者支援施設等での活用を目的とした、のぞみの園でなければ実施できない調査研究に特化するものとする。

また、知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修については、障害者福祉

や保健医療に従事する者の資質向上を図るために、引き続き、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を推進するものとする。

## 第2 内部組織の見直し

地域移行を推進することによる施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減するものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

# 農 林 水 産 省



(案)

政 委 第 号  
平成 25 年 1 月 日

農 林 水 産 大 臣  
林 芳 正 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金及び独立行政法人農林漁業信用基金）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 独立行政法人農畜産業振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の達成度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 補完対策の見直し

経営安定対策を補完するため実施している畜産副産物適正処分等推進事業等の補完対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等に加え、食品安全委員会における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る審議等、関係機関における議論等をも注視しつつ、事業の必要性について検証の上、事業の在り方を含めた不断の見直しを行うものとする。

#### 2 肉用牛繁殖経営支援事業の見直し

肉用子牛生産者補給金制度を補完する肉用牛繁殖経営支援事業については、畜産農家における合理化に向けた努力を阻害するおそれもあることから、平成25年度以降の早い時期に適切な見直しを行うものとする。

#### 3 リレー出荷に係る特例措置の見直し

産地連携野菜供給契約（複数の産地の生産者によるリレー出荷のための契約）を締結し、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物

の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)の認定を受けた生産者に対しては、契約指定野菜安定供給事業(数量確保タイプ)において、指定産地以外の生産者も支援対象となる等の特例措置が講じられている。

しかしながら、当該特例措置については、当該特例措置が開始された平成23年度以降、利用実績が極めて低調なものとなっている。

当該特例措置の利用を促進するため、生産者に加え、実需者や流通事業者のネットワークを活用した広報、生産者及び事業者における独自の取組も含めた優良事例の紹介等、効果的な周知を行うものとし、当該周知の対象や方法等については、中期目標等において具体的に明らかにするものとする。

また、政策策定主体として当該特例措置の実施件数や効果についての目標を中期目標において明らかにした上で、当該目標の達成に資するよう、効果的な周知等に係る機構の取組としての具体的な目標を中期計画等において設定するものとする。また、当該設定した目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に資する所要の運用の見直しを行うものとする。その際、今後においても実績が低調であることが見込まれる場合においては、本特例措置の在り方も含めた不断の見直しを行うものとする。

#### 4 緊急需給調整事業の見直し

大幅な価格の下落等があった場合に備え価格安定・需給調整対策として実施している緊急需給調整事業の中には、実績がない又は極めて低調なメニューが多数みられる。

当該事業については、個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証を行い、野菜に係る経営安定対策の実施状況や農業関係者の意見、実績が低調である実態等を踏まえ、メニューの廃止も含めた見直しを行うものとする。

## 第2 財務内容の見直し

### 1 砂糖勘定の累積欠損の解消

機構の砂糖勘定においては、多額の累積欠損が生じており、その解消に向け、生産者等の関係者の理解の下、調整金の負担水準を定める指定糖調整率の引上げや国内産糖交付金単価の引下げ等の措置に加え、資金の借入れに当たっての一般競争入札の導入等の措置が講じられている。また、平成23年度においては、緊急対策として約329

億円の国費が投入されている。

その結果、当該累積欠損額は、21 砂糖年度末（22 年9月末）の約 659 億円から 23 砂糖年度末（24 年9月末）には約 199 億円まで減少している。

砂糖勘定の累積欠損について、国費に依存することなく着実かつ早期に解消するため、講じている措置の検証等を行う体制や仕組みを整備し、当該措置について砂糖年度も勘案した不断の検証を行い、当該検証結果を踏まえ、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、不断の見直しを行うとともに、講じている措置についての不断の検証や見直しの必要性についての関係者の一層の理解の促進を図り、その時々における最大限の措置を講ずるものとする。

また、当該累積欠損の解消に向けた取組について、中期目標等において基本的な方向等を明らかにするものとする。

## 2 保有資金等の見直し

機構が保有する資金及び公益法人に造成している基金については、国からの交付金の確保や一部の基金の廃止により、縮減が図られてきている。

保有資金等の真に必要な額について、牛肉関税収入や国から機構に対する交付金水準の勘案、「牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関する会計検査の結果について」（平成 24 年 4 月 12 日会計検査院から国会宛て報告）の所見を踏まえた基金の保有割合の算出方法の見直し等を基に検討を行うものとし、その上で、機構の業務実施に必要な経費を確保するものとする。

## 3 運営費交付金債務残高の抑制

機構においては、平成 20 年度から 23 年度までの間、畜産勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定において、毎年度運営費交付金債務残高が増加しており、また、砂糖勘定においても 22 年度まで増加していた。

財政状況が厳しい今日、運営費交付金算定ルールに留意しつつ、実績を踏まえた運営費交付金の算定等、適切な積算を行うものとする。

# 第 3 業務実施体制の見直し

## 1 理事数の適正化

機構には、理事長、副理事長及び監事2人のほか、6人の理事が置かれている。

機構の業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得るものとする。

## 2 調査役の適正配置

機構の調査情報部では情報収集業務を行っており、海外事務所の廃止に伴い、海外の農業関係団体との折衝、組織内の指揮監督等を行うため、管理職である調査役5人が配置されている。

当該調査役について、役割分担の見直しなど、管理職として真に必要な配置について不断に検討し、必要に応じて見直すものとする。

## 3 地方事務所の見直し

機構には、札幌市、鹿児島市及び那覇市に地方事務所が設置されており、砂糖に係る交付金交付業務、情報収集業務等を実施している。

これらの地方事務所については、機構に設置されている「地方事務所の業務実績等点検チーム」においてその在り方についての検討が行われ、「現在の3事務所を引き続き設置することが必要」とされたところであるが、同点検チームを活用する等により、賃借料等の経費削減について、引き続き検討するものとする。

## 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人農業者年金基金の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性(案)

独立行政法人農業者年金基金（以下「年金基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 加入推進に係る目標及び活動の見直し

#### 1 政策年金という性質を踏まえた加入推進目標の設定

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、「農業者の確保」に資することを目的とした年金であり、一定の要件（認定農業者や認定就農者であること等）を満たした若い意欲ある農業者に対して保険料の政策支援（国庫補助による負担軽減）を行う政策年金として位置付けられている。

しかしながら、これまで、年金基金の掲げる目標と農林水産省の掲げる政策目標との間では、「農業者の確保」という点こそ一致していたものの、加入推進の対象という点において一致していたとは言い難い。

このため、次期中期目標期間においては、主務省における政策の評価に資するとの観点から、政策年金という性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者に対する加入推進等にポイントを置いた目標を設定するものとする。

#### 2 加入推進活動の重点化及び厳格な効果検証による経済性・有効性の高度化

今後、加入推進活動を実施するに当たっては、戦略的な方針の下、政策年金としての期待に応えるため、上記1に掲げる目標設定に合わせて政策支援の対象となり得る

若い農業者に重点的に働きかけるとともに、加入推進活動の効果を厳格かつ不断に検証し、その経済性・有効性を高度化するものとする。

なお、加入推進活動に係る都道府県間の取組格差については、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会、重点地域の指定に基づく取組等を工夫の上実施することにより、加入推進活動を行う者の農業者年金への理解を一層深め、縮小を図るものとする。

## 第2 事務及び事業の見直し

### 1 業務委託費の適正化

年金基金が業務を委託する農業委員会、農業協同組合等（以下「業務受託機関」という。）に対する業務委託費については、全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、その適正化に取り組むものとする。

#### (1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブの付与・拡大

加入推進活動に係る業務委託費について、固定的な配分方法となっている手数料は見直し、新規加入者の実績に応じた配分方法を新たに導入するなど、第1の1に掲げる目標設定に沿った考え方の下、加入推進活動に対する業務受託機関のインセンティブを喚起するような見直しを行うものとする。

#### (2) 業務実態等に鑑みた配分基準等の適正化

業務受託機関の業務実態等を踏まえ、業務委託費の積算単価の見直しや農業委員会と農業協同組合の配分基準の統一化を行うなど、業務実態等に即した配分とするような見直しを行うものとする。

### 2 効率的かつ効果的手法による考査指導の拡充・強化

業務受託機関に対する年金基金の考査指導については、国から都道府県へ委託していた監査事業が廃止されたことを受け、一層の強化が求められる一方、人員等の有限性に鑑み、効率的な実施も必要とされているところである。

このため、次期中期目標期間においては、対象となる業務受託機関の業務量、委託費額、事務処理の状況等を十分考慮の上、具体的な計画を定めて効率的に実施するとともに、把握した問題点については研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の

実効性が発揮されるような効果的な手法を用いて考査指導の拡充・強化に取り組むものとする。

### 3 標準処理期間の見直し等による利用者本位の年金管理・運営の実現

年金基金において定める加入申出や裁定請求等の標準処理期間については、現行で60日又は90日と他の年金における同種の手続と比較して非常に長期に及ぶことから、徹底した見直しを行い、平成26年度までに新たな電算システムを導入することに合わせて大幅な短縮を実現するものとする。

同時に、上記期間にとらわれることなく各種申請等の処理を迅速化することはもとより、被保険者資格の管理、裁定請求の勧奨及び申請書等の返戻防止といった取組についても引き続き適切に実施し、加えて業務分析に基づく不断の業務改善に取り組むなど、常に利用者の立場に立った年金の管理・運営に当たるものとする。

### 4 年金給付等準備金の運用等における透明性向上等

今般の厚生年金基金の資産運用をめぐる一連の情勢を受け、年金資産に対する加入者の関心が高まっていることから、年金基金においても年金給付等準備金の運用について、ガバナンスの強化が必要と考えられる。

このため、次期中期目標期間においては、運用受託機関及び資産管理受託機関の評価等に引き続き細心の注意を払うとともに、透明性確保の観点から、当該受託機関名並びに年金基金において年金資産の管理・運用に関する重要事項を検討するため設置している資金運用委員会の委員名簿、委員会規則及び議事内容の公開を進めるものとする。

あわせて、法人全体で積極的な情報公開を進めるため、運営評議会の議事内容の公開等を行うものとする。

## 第3 業務実施体制等の見直し

### 1 旧制度の業務量の減少等を踏まえた組織の整備及び常勤職員数の削減

農業者年金制度は平成13年に制度改正が行われており、年金基金では現在、新制度と旧制度両制度の関係業務を行っている。

旧制度の年金受給権者は年々減少しており、また、経過措置として行っている農地

売買貸借等事業についても近年その事業実績が低下していることから、旧制度業務の業務量は今後とも減少するものと予想される。

一方、今後、①新制度における新規加入者及び新規受給権発生者（現在それぞれ年間3,000人から4,000人程度）の増加、②考査指導の拡充・強化に伴い、これらの業務の業務量については増加が予想される場所である。

このため、次期中期目標期間においては、法人全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた常勤職員数の削減を計画的に進めるとともに、必要な組織の整備を行うものとする。

## 2 業務運営効率化の更なる推進

年金基金における一般管理費及び事業費の効率化については、現行目標の達成状況も踏まえ、更なる効率化に向けた的確な目標を設定し、推進するものとする。

## 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性(案)

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 債務保証等業務の見直し

#### 1 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務

これらの業務の効率化については、現下の厳しい経済情勢や東日本大震災の影響など農林漁業者を取り巻く環境が厳しい中で、信用基金が政策金融機関として健全な財務内容により安定的かつ継続的な業務運営を行う必要があるとの観点から、勘定ごとの業務収支が赤字となる要因について分析の上、平成29年度までに勘定ごとに単年度の業務収支の黒字化を目指すものとする。その際、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するため、収支改善に向けた具体的な目標を設定することとし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 事業の効率化を推進するため、一般管理費、事業費及び人件費に係る効率化目標について、これまでの達成状況を踏まえ、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を設定する。
- ② 制度利用者の利便性の更なる向上を目指し、これまでの保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等に係る標準処理期間についての目標の達成状況を踏まえ、目標とする標準処理期間の短縮や、達成率の目標値の引上げを図る。

なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようにする。

- ③ 金融機関等のモラルハザード防止対策の導入効果について検証の上、金融機関等との情報共有の取組の強化、引受審査の厳格化の徹底、部分保証の対象範囲の拡充等により、事故率の低減を図る。
- ④ 求償権に係る管理回収の強化を図るため、これまでのサービサー導入による費用対効果を検証の上、対象範囲の拡充等により回収率の向上を図る。

また、農業・漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方の原点に立ち返り、これを踏まえた議論を進め、保険対象となる資金の在り方について引き続き検討するものとする。

## 2 保険料率・保証料率の見直し

保険料率・保証料率については、農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、農業信用保険業務については平成20年7月から、林業信用保証業務については19年10月から、漁業信用保険業務については20年4月から、それぞれ現行の保険料率・保証料率が適用されている。

これらの保険料率・保証料率については、収支均衡に向けて、平成29年度までに、単年度の業務収支黒字化を目指すため、現中期目標期間の事故率等を十分踏まえ、適正な率へ見直すとともに、今後も不断の見直しを行うものとする。

## 第2 業務実施体制の見直し

引き続き、組織の効率化・スリム化を図るとともに、金融業務を行う法人としてガバナンス機能の強化を図るものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政

法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



# 經濟產業省



(案)

政 委 第 号  
平成 25 年 1 月 日

経 済 産 業 大 臣  
茂 木 敏 充 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人情報処理推進機構及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の主要な事務 及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 法人のミッションの見直し

#### 1 産業競争力の強化への貢献

NEDOが実施するナショナルプロジェクトは「我が国の産業競争力強化」を目的として実施されているが、我が国の産業競争力の強化に関する目標が必ずしも十分に設定されてない。このため、これまでNEDOが実施してきた事業について、事業毎の実施状況を十分に検証した上で、それを可能な限り客観的に評価するための指標の開発や目標の設定を行う必要がある。

特に、経済産業省は、「技術開発マネジメント等の事業を効率的・効果的に実施し、社会が必要とする具体的成果に繋げ、エネルギー分野をはじめとする産業技術分野全般に係る技術開発マネジメントを総合的に行う中心的機関」としてNEDOを位置付けていることから、産業競争力の強化への貢献の観点から、NEDOの各事務・事業を評価するための指標の開発や目標の設定を行うものとし、NEDOはその実現のために業務の見直しを行うものとする。

また、全てのナショナルプロジェクトを対象に実施されている追跡調査について、これまでに、延べ1,600社超のデータが蓄積されていることから、

- ① 研究分野別、資金規模／研究実施規模別、業界／業種／業態別等、様々な角度からデータの分析を行うとともに、
- ② 当該調査では、事業終了後「非継続」となったものが20%、事業終了後一旦継続したものの6年目までに「中止」となったものが19%となっていることから、これら約4割の企業について、非継続・中止に至った理由及び要因分析を行うことにより、

ナショナルプロジェクトの問題点や潜在的なリスク・課題の把握に加え、これまで以上に失敗事例についても事例収集及び実態把握を行った上で、これまでのナショナルプロジェクトの総括として必要な定量的な評価を行い、プロジェクトの管理方法の改善に資するものとする。

## 2 グリーン・イノベーション分野への重点化について

東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の発生により、再生可能エネルギー等のグリーン・イノベーションの必要性が高まっている。太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー等の導入・普及・拡大は、我が国のエネルギー需給のみならず、社会経済の発展性に大きな影響を及ぼすと考えられることから、次期中期目標において、引き続き、これらのグリーン・イノベーション分野への重点化を図るものとする。

## 第2 技術開発マネジメントの見直し

### 1 資金配分機能を有する技術開発マネジメント機関が目指すべきもの

経済産業省は、「世界最先端の資金配分機能を有する技術開発マネジメント機関を目指す」としているが、「どのような技術開発マネジメント機関を目指すのか」、「諸外国の機関と比較して何が参考となり、それに対し今後どのように取り組んでいくのか」等、次期中期目標においてはその位置づけを明確に記載するものとする。

### 2 メリハリの効いたプロジェクト管理

経済産業省は、「年度途中での機動的・柔軟な予算配分等の「メリハリの効いたプロジェクト管理」を目指す」としているが、より機動的・柔軟な予算配分等を行うのであれば、毎年度、マネジメントを厳格に行い研究の進捗状況に応じた予算配分を行う

必要がある。

このため、中間評価を行わない年度においても、これまで以上に主任研究員や主査等のNEDOマネジメント職員によって、プロジェクトの進捗状況を段階ごとに一層詳細に把握し管理するものとし、開発成果創出促進制度<sup>(注)</sup>の活用等により、プロジェクト内又はプロジェクト間において、配分予算の調整を行うものとする。

(注) NEDOが行っている取組であり、目覚ましい成果を挙げている事業等に対して、資金を投入し実用化・事業化時期の短縮や製品の機能向上等を促進するための制度。

### 第3 人材戦略

NEDOは多額の資金配分を行う技術開発マネジメント機関であり、より良い人材なくしてはNEDOが目指すべきマネジメント機能は発揮されないことから、マネジメントの基幹となる人材戦略について、以下の見直しを行うものとする。

#### 1 透明性の更なる確保

NEDO職員には、民間企業からの出向者や民間企業出身の中途採用者（以下「民間出向者等」という。）が技術開発マネジメント業務を行うために在籍しており、平成24年4月1日現在では常勤職員849名のうち約3割がこれら民間出向者等となっているが、この現状を踏まえれば、透明性を確保した上で業務を行う必要がある。NEDOでは、本年7月に業務運営における利益相反排除のための措置を機構達として定めているが、再委託先企業は運用上適用しているとしているため、これを改正した上で本機構達を公表するものとする。

なお、透明性の確保は常に問われる課題であるが、NEDOは多額の資金配分を行っていることもあり、第三者に疑念を持たれないよう、更なる透明性の確保が必要である。

#### 2 人材戦略の明確化

経済産業省は、「外部人材の中途採用等を積極的に進め、人材の流動化を促進する」としているが、単なる外部人材の多用・派遣等といった「一方的な流動化」を促進するだけでは、NEDO内におけるマネジメント技術・ノウハウの蓄積や伝承が行われず、逆に人材・技術が流出することにもなりかねないとの指摘もある。

このため、人材の流動化を進めるに当たっては、NEDOが目指すべきマネジメント機関に対応した、必要となる技術開発マネジメント人材に係る具体的な検討を行うものとする。

#### 第4 京都メカニズムクレジット取得関連業務

温室効果ガスの排出割当量等（以下「クレジット」という。）を獲得する京都メカニズムクレジット取得関連業務については、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成17年条約第1号）で定める第一約束期間内（平成20年～24年）における温室効果ガス排出量削減のための事業として実施されており、クレジットの取得は平成25年度末までに終了することを予定しており、その後は支払った資金がクレジット購入国において適切に用いられているかどうかの確認等を行ったのち、NEDO法（平成14年法律第145号）附則第1条の2の規定によりクレジット量の検証等が終了した段階で28年3月31日までに廃止されることとなっている。このため、新規にクレジットを購入する場合にはできるだけ効率的に予算を執行すべきである。

また、取得価格については、取引市場に影響を及ぼすとの理由から公表されていないが、平成18年度から24年度までの予算総額は1,500億円超（環境省含む。）となっており、本事業・予算の適切性を評価・検証する観点から、取引市場に影響を及ぼすことがない方法、時期等において、取得価格のデータは可能な限り公表するものとする。

#### 第5 運営費交付金の適正執行と不正経費問題への対応

##### 1 運営費交付金の適正執行

NEDOの運営費交付金債務残高は、平成21年度期末で493億円（25.9%）<sup>(注)</sup>、22年度期末で596億円（35.8%）<sup>(注)</sup>、23年度期末で535億円（38.6%）<sup>(注)</sup>となっており、独立行政法人の中でも多額の債務残高となっている。

その発生要因については、平成21年度及び22年度においては、年度末に補正予算が措置されたこと等が主な要因とされ、また、23年度では、東日本大震災の影響や国際事業における相手国側の都合等が主な要因とされているが、運営費交付金債務の発生は、NEDOの予算管理・プロジェクト管理が適切に行われていないことに起因するのではないかとの指摘もある。

このため、次期中期目標期間においては、各年度期末における運営費交付金債務に

関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力をしていくものとする。

(注) 当該年度の運営費交付金に対する各期末の運営費交付金債務残高

## 2 不正受給及び不適正な経理処理への対応

NEDOは不正事業者に対する取組として、平成20年度に不正事業者に対する規程類等の整備を行い、また、未然防止策として事業実施者に対する検査研修、新規事業者への経理指導等の取組を行っているが、毎年度、数件程度ではあるが委託費・補助金等の不正受給及び不適正な経理処理（以下「不正事案」という。）が発生している。

その多くは事業者側の委託費・補助金の使途に関する認識が甘いこと等が主な要因であることから、事業者側に不正に対するリスク管理等についての啓蒙の徹底を図る等、不正事案の発生を抑制するための不断の取組を行うものとする。

## 第6 業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）において、国会からの検査要請事項である「独立行政法人における不要財産の認定等の状況について」が報告されている。NEDOでは、保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、次期中期目標期間においては、この見直しを引き続き進めるとともに、当該報告における会計検査院の所見も踏まえ、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施するものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人情報処理推進機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性(案)

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 独立行政法人として存在する場合にとるべき措置

#### 1 情報処理政策の実施体制について

経済産業省は、①高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）、経済産業省設置法（平成11年法律第99）及び情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）等において、情報処理政策が規定されており、IPAを同省の政策実施機関として位置づけた上で、②中立性が必要・利益性がない等民間では実施が困難であり、IT社会の安全・安心のために政府として継続的に実施することが必要なものについて、IPAが業務を実施しているとしている。

IT業界は、時々刻々と日々進歩・変化しており、我が国の産業政策の中でも、危機感と緊張感を持った政策展開が必要であることから、情報処理政策の実施体制は不断の見直しが必要である。

#### 2 民間人材を多用した人材戦略の見直し

経済産業省は、専門性、特殊性及び継続性の観点から、独立行政法人として設立された法人に業務を行わせているとしている。

しかしながら、IPA職員の出身別構成をみると、平成16年1月の設立以降、民間企業や官公庁等からの出向者及び中途採用者（以下「民間等出身者」という。）が3分の2以上を占めている。即戦力たる民間等出身者により、組織内の体制を構築する必要性があったとしても、プロパー職員、特に新卒採用者数が少なく、中長期的な視点からの専門性・特殊性のある人材の確保と育成が十分に行われてきたとは言い難い。

情報処理政策の実施機関において、専門性・特殊性の高い業務を継続して行わなければならないのであれば、新卒採用を促すような人材戦略の見直しを行うものとする。

### 3 分かりやすい指標と明瞭かつ客観的な目標水準の設定、及び事業効果の把握・算定手法の確立

独立行政法人としての的確な評価や国民の理解に資する観点から、分かりやすい指標と明瞭かつ客観的な目標水準を設定していることが不可欠であるが、現行中期目標・中期計画においては、指標設定が曖昧で分かりにくく、IPAが何を目指すべきなのか、あるいは達成すべき目標水準が明確になっていない。

また、指標・目標の設定が不明確であるがゆえに、業務実績の効果が明確に示されていないため、IPAが独立行政法人として存在し続けることについての十分な説明すら行われていない。

このため、次期中期目標には、達成すべき内容や水準等を具体的かつ定量的に示すことにより、目標の到達度について第三者が検証可能なものとするとともに、あらゆる面において「分かりやすい」記載を行うものとする。

さらに、事業効果の把握・算定がこれまで行われていないことから、各業務にふさわしい手法を確立した上で、業務を行うものとする。

### 4 運営費交付金算定の厳格化と適正な予算管理・事業執行体制の確保

IPAでは、事業執行手続の遅れや執行管理ルート of 錯綜など、マネジメントシステムが十分に機能していないこと等により、平成21年度期末で11億円、22年度期末で19億円、23年度期末で18億円の運営費交付金債務が発生しており、運営費交付金に占めるその割合は近年急増し、平成23年度期末では45%<sup>(注)</sup>にまで達している。

このため、事務及び事業の規模について抜本的見直しを行い、それを運営費交付金算定ルールに適正かつ確実に反映し予算規模を適正な水準にまで縮小するとともに、毎年度の運営費交付金債務残高の発生要因を厳格に分析した上で、運営費交付金算定の厳格化を図るものとする。

(注) 平成23年度運営費交付金に対する23年度期末の運営費交付金債務残高の割合

## 第2 事務及び事業の見直し

## 1 情報セキュリティ等対策の推進

経済産業省は、IPAを「我が国の情報セキュリティ対策を担う中核的な実施機関」として位置付けているが、これまで当委員会に対してそれを合理的に裏付ける説明と資料提出が必ずしも、十分に行われていない。

このため、次期中期目標においては、「我が国の情報セキュリティ対策及び経済産業省が担うセキュリティ対策とは何か」、「その中で政策実施機関が果たすべき役割・機能及び具体的責務」等について、抽象的な記載ではなく、分かりやすく、かつ具体的な内容を明確にするものとする。

また、情報セキュリティ対策については、国民生活の安全・安心の確保のために実施しているとしていることから、J-CSIP(平成23年10月25日経済産業省主管の下に設置)<sup>(注1)</sup>やサイバー攻撃解析協議会<sup>(注2)</sup>においては、単なる情報共有にとどまらず、新種のコンピューターウイルスやサイバー攻撃が発生した場合における、初動対応措置や対応策の検討、未然発生防止のための措置等についても、情報セキュリティ対策を担う中核的な政策実施機関の責務として、次期中期目標においては、抽象的な記載ではなく、分かりやすく、かつ具体的な対策等の内容を明確にするものとする。

(注1) J-CSIP (Initiative for Cyber Security Information sharing Partnership of Japan : サイバー情報共有イニシアティブ) とは、サイバー攻撃による被害拡大防止のため、平成23年10月25日に経済産業省主管の下に設置された、重要インフラ機器製造者を中心とした情報共有と早期対応の枠組みであり、IPAは情報ハブの役割としている。

(注2) サイバー攻撃解析協議会とは、経済産業省及び総務省のイニシアティブで設立された標的型攻撃メールやウイルスの高度解析の場であり、IPAはメンバーとして参加し協力するとしている。

## 2 情報システムの信頼性の向上

経済産業省は、前期中期目標期間においては、ソフトウェア産業の競争力の観点からソフトウェア・エンジニアリングの推進を行い、今期中期目標期間においては、情報社会システムの安寧と健全な発展のためITの信頼性・安全性の向上に重点を移して、ソフトウェア・エンジニアリングの推進を行ってきたとしている。

しかしながら、業務実績・効果の把握が十分に行われておらず、そのため、本業務の有効性・効率性の検証・評価も十分に行われていない。IPAが政策実施機関であることを理由として、本業務を行わせているのであれば、独立行政法人として真にIPAが実施すべき業務であったのか否か、民間事業者が実施した場合における相対比較等、経済産業省及びIPAは、これまでの総括についての厳格な説明責任を果たすべきであり、厳格な説明責任を果たせない場合には廃止するものとする。

なお、独立行政法人として、引き続き、本業務を実施する場合にあっては、特に以下の措置を講ずるものとする。

- ① 次期中期目標期間においては、さらなる民間の負担を求める等、業務の抜本見直しを行うものとする。
- ② 地方開催でのセミナー・イベントについては、IPA主催方式から、講師派遣方式に切り替えるものとし、相応の受益者負担を求めるものとする。

### 3 高度IT人材の育成

経済産業省は、スキル標準や情報処理技術者試験等によるIT人材を育成することにより我が国の産業競争力の強化を図ってきたとしている。

しかしながら、業務実績・効果の把握が十分に行われておらず、そのため、本業務の有効性・効率性の検証・評価も十分に行われていない。IPAが政策実施機関であることを理由として、本業務を行わせているのであれば、独立行政法人として真にIPAが実施すべき業務であったのか否か、民間事業者が実施した場合における相对比较等、経済産業省及びIPAは、これまでの総括についての厳格な説明責任を果たすべきであり、厳格な説明責任を果たせないのであれば廃止するものとする。

なお、独立行政法人として、引き続き、本業務を実施する場合にあっては、特に以下の措置を講ずるものとする。

- ① 次期中期目標期間においては、さらなる民間の負担を求める等、業務の抜本見直しを行うものとする。
- ② 経費負担の大きい各種講習会・セミナーの開催については、IPA主催方式から、講師派遣方式に切り替えるものとし、相応の受益者負担を求めるものとする。
- ③ 地域・中小企業のIT人材育成を目的として実施しているライブ型及びオンデマンド型eラーニング研修等の各種研修については、平成24年度までに廃止若しくは運営費交付金を充当しないものとする。

## 第3 その他業務の見直し

- 1 IPAグローバルシンポジウム及びIPAフォーラムについては、実施効果に関し

厳格な分析・評価を行った上で、情報発信及び成果普及の方法等の在り方について抜本的見直しを行うものとする。なお、実施に当たっては、例えば、イベントの同時開催やインターネットの活用等効果的・効率的な事業運営に努め、運営費交付金充当の縮減を行うものとする。

- 2 地域ソフトウェアセンターについては、現存する14センターのうち約3分の1のセンターが赤字経営であることから、次期中期目標期間において黒字化への転換が見込めないセンターにあつては、他の出資者との連携の下に、解散に向けた取組を促すものとし、解散分配金を速やかに国庫納付するものとする。

#### 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）において、国会からの検査要請事項である「独立行政法人における不要財産の認定等の状況について」が報告されている。IPAでは、保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、次期中期目標期間においては、この見直しを引き続き進めるとともに、当該報告における会計検査院の所見も踏まえ、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施するものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 法人の存在意義等の明確化

国民の理解に資する観点から、次期中期目標・中期計画において、本法人の存在意義や目指すべき姿を明確にするものとする。

また、資源の探鉱・開発支援事業については、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、次期中期目標期間中に達成すべき内容や水準等を可能な限り定量的かつ具体的に明記するものとする。

さらに、資源備蓄事業及び鉱害防止支援事業についても、目標の達成度について第三者が検証可能なものとなるように努めるものとする。

### 第2 事務及び事業の見直し

#### 1 リスクマネー供給業務

##### (1) プロジェクト全体の適切な管理

本法人においては、平成24年4月に金融資産課を新設し、金融資産棚卸及び取引先企業分析等による組織全体のリスクマネー資産管理に取り組みはじめたところである。

国の資源確保戦略への対応から、今後、石油・天然ガス及び金属部門の出融資・債務保証残高の増加等が見込まれることを踏まえ、民間金融機関等の取組を参照しつつ本取組の充実を図り、プロジェクト全体の管理を適切に実施するものとする。

##### (2) 適時適切なマネジメントの確保

資源の探鉱・開発事業については、①リードタイムが長く成果が出るまでに長期間を要する、②資源獲得の不確実性が存在する等の特性があることから、個々のプロジェクトの進捗状況・リスクに応じたマネジメントを確保する必要がある。

このため、的確なリスク分析に基づき指標を設定した上で、プロジェクトの進捗状況を段階ごとに詳細に把握するとともに、定期的に評価を実施し、事業継続又は事業終結等に係る機動的かつ柔軟な意思決定を行うという、適時適切なマネジメントを確保するものとする。

### (3) 評価に必要なデータの提供及び分かりやすい情報開示

個々のプロジェクトについては、本法人と支援対象会社等との契約上の守秘の関係から、主務省評価委員会及び当委員会に対し詳細なデータが提供されていない状況にある。

このため、明瞭かつ客観的な業務実績評価を行う観点から、資源国との契約違反等の我が国の国益を損なうものを除き、評価に必要なデータを本法人の評価を行う機関に対し提供するとともに、国民への説明責任を果たす観点から、業務実績報告書等において個々のプロジェクトに係る情報を分かりやすく開示するものとする。

## 2 国家石油備蓄基地の統合管理業務の効率化

国家石油備蓄基地の統合管理業務については、安全な操業を確保しつつ、各基地の修繕保全費の精査等により引き続き効率的な運営に取り組むものとする。

また、現在手続中の国家石油備蓄基地操業の業務委託に係る入札については、入札参加資格要件の緩和等の効果の分析・検証を適切に実施し、平成 29 年度に行われる次回の入札においてその結果を勘案するものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各

府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院)において、国会からの検査要請事項である「独立行政法人における不要財産の認定等の状況について」が報告されている。本法人では、保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、次期中期目標期間においては、この見直しを引き続き進めるとともに、当該報告における会計検査院の所見も踏まえ、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施するものとする。
- 4 1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



# 国土交通省



(案)

政 委 第 号  
平成 25 年 1 月 日

国 土 交 通 大 臣  
太 田 昭 宏 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人空港周辺整備機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 船舶共有建造業務の見直し

##### (1) 船舶共有建造業務における財務内容の改善

船舶共有建造業務については、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月20日国土交通省及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構）に基づく、平成17年度から21年度までの重点集中改革期間における未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組を引き続き行い、財務内容の一層の改善を進めるものとする。

##### ① 未収金の発生防止及び回収促進等

平成28年度までのできる限り早い時期に未収金の処理を終了するため、未収金の発生防止・回収促進等を図るための措置を講ずることにより、次期中期目標において、未収金の発生率及び残高に関する具体的な数値目標を設定するものとする。

##### ② 繰越欠損金の縮減等

海事勘定における繰越欠損金（平成23年度末現在約521億円）の解消については、適正な事業金利の設定及び政策課題の実行等に留意しつつ財務改善策を一層

推進するものとする。このため、繰越欠損金の発生要因等を分析した上で、当該繰越欠損金の解消に向けた具体的な次期中期目標期間中の削減計画を策定することにより、その縮減を図るものとする。

### ③ 財務改善状況の公表

海事勘定における財務改善の状況については、特に、繰越欠損金について、事業年度ごとにその要因を含めホームページ等において国民に分かりやすく公表するものとする。

## (2) 代替建造の促進

代替建造の促進については、今後の国内海運政策の実現に寄与するために必要となる措置について検討し実施するものとする。

また、代替建造の促進のため、機構が共有建造制度を実施するに当たっては、環境対策、物流の効率化、少子高齢化対策や離島航路の整備対策等の国内海運政策の実現に寄与するため、政策意義の高い船舶の建造を推進することとし、特に物流効率化、環境負荷低減等に資するため、スーパーエコシップ、16%CO<sub>2</sub>排出削減船等の環境にやさしい船舶の建造に重点化するものとする。その際は、上記第1-1-1(1)の財務改善に必要な事業量を確保しつつ、民業圧迫にならないよう配慮するものとする。

## 2 高度船舶技術開発等業務の見直し

高度船舶技術開発等業務における研究開発促進助成業務は、主に国が推進しようとする研究開発プロジェクトに対し、国からの補助金をもってその費用の一部を助成するものであるが、平成21年度からは国が直接補助事業として実施しており、機構の当該助成業務には予算措置はなされておらず、実績もないことから、当該助成業務は廃止するものとする。

## 3 基礎的研究業務等の見直し

### (1) 基礎的研究業務の見直し

基礎的研究業務については、平成24年度末を目途として独立行政法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施することとし、必要な措置を講ず

るとともに、当該業務に係る組織・人員の合理化を図るものとする。

また、機構は、基礎的研究推進制度で培われた研究成果の公開・普及に係る取組、研究成果に係るフォローアップの取組について、国の業務においても取り入れることができるよう、必要な情報を提供するものとする。

## (2) 内航海運活性化融資業務の廃止に向けた取組等

### ① 内航海運活性化融資業務の廃止に向けた取組

内航海運活性化融資業務による融資を受けて日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）が実施している内航海運暫定措置事業については、廃止の方針が決定している。同事業の早期解消を図るため、国は、i) 内航海運における代替建造促進に向けた国の施策を踏まえた建造等納付金単価制度及びii) 将来の輸送量、船腹量の推計に基づいた同事業の資金管理計画について、必要に応じ見直しを行い、適切に実施するものとする。これにより、引き続き、機構が同融資業務に関し調達する借入金が前年度以下となるようにするものとする。

### ② 内航海運活性化融資業務に係る体制の見直し等

内航海運活性化融資業務については、同融資業務における一般管理費に占める人件費の割合が高いこと、また、平成28年度以降は、内航海運暫定措置事業における交付金の対象船舶の消滅により、内航総連による交付金の交付がなくなること等に伴い、機構の資金調達額及び内航総連への貸付額は年々漸減していくことから、業務運営の効率化を図り、同融資業務に係る職員、契約職員及び経費の削減を行うものとする。

## 4 特例業務の見直し

### (1) 厳格な資金管理

特例業務勘定においては、旧日本国有鉄道職員（以下「旧国鉄職員」という。）の年金費用等に加え、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「JR三島・貨物会社」という。）に対する支援措置等の鉄道関連施策に必要な費用を負担することになり、収支は、今後相当程度の期間、借入れが残るなどの厳しい状況が継続すると見込まれていることから、旧国鉄職員に対する年金の支払い、JR三島・貨物会社に対する支援等に支

障が生じないよう、厳格なリスク管理を行った上で、適切な資金管理を行うものとする。

## (2) モラルハザード対策

機構は、J R三島・貨物会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け又は助成金の交付に関する業務を行っており、J R三島・貨物会社への資金の貸付審査又は助成金の交付審査等を実施している。この点、これらの審査等を担当する経営自立推進・財務部で、J R三島・貨物会社の関係者が審査業務等に従事した場合、審査等が不十分となるおそれがある。このため、機構は、既に出向職員は出向元に関する業務に携わらないよう配置しているところであり、引き続き出向元のモラルハザード等により法人の利益を害する危険を防ぐよう適切な業務執行の措置を採ることを徹底するものとする。

## 第2 組織面の見直し

### 支社の見直し

国鉄清算事業東日本支社については、平成24年度末をもって廃止するものとし、同支社に係る人員の合理化を進めるものとする。

また、国鉄清算事業西日本支社については、①吹田貨物ターミナル駅の新設及び百済貨物駅の改修工事、②梅田駅の更地化及び③残された土地の処分等の業務の進捗状況を踏まえ、同支社に係る人員の合理化を進めるものとする。あわせて、梅田駅（北）地区の土地の処分及びその他の残業務の状況を見極めた上で、同支社の縮小・廃止等の見直しを行うものとするとともに、同西日本支社吹田事務所については、吹田貨物ターミナル駅開業後、残業務の状況を見極めた上で、次期中期目標期間中に廃止するものとする。

## 第3 随意契約の見直し等

機構の行う契約については、整備新幹線事業の進捗に伴う鉄道営業線内で施工する工事契約の増加、同事業の工事に係る特殊な貯蔵品等の調達増加など、機構特有の契約に係る事情はあるものの、以下の取組により、随意契約の適正化及び一者応札・一者応募の見直しを推進するものとする。

- ① 機構が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、

その取組状況を公表すること。

- ② 一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努めること。

あわせて、監事監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するとともに、総合評価審査委員会、入札監視委員会及び契約監視委員会を活用した契約の適正化に取り組むものとする。

また、鉄道建設等業務については、現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開するものとする。

なお、併せて、今後、国土交通省から示される公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた同省の入札談合に係る再発防止対策について、機構にも効果があるかどうかを検証し、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底するものとする。

#### 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人国際観光振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務・事業の見直し

#### 1 海外業務への重点化

##### (1) 海外業務への経営資源及び権限のシフト

「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）を踏まえ、国の政策目標である訪日外国人旅客の増加により貢献していく観点から、機構と観光庁との役割分担の下、機構の海外事務所を基盤とした業務への一層の重点化を図るものとする。

海外業務への重点化に当たっては、現在、機構における国内職員数が海外職員数を大幅に上回る状況にあることから、各海外事務所のこれまでの実績及び各国における訪日旅行に対する需要や海外旅行者数などを参考とした市場の将来性等を踏まえ、国内の経営資源及び権限を海外へシフトするものとする。

このため、常勤職員数については、次期中期目標期間中に、国内と海外の比率が1対1となるよう計画的にシフトするものとし、当該シフト完了後は、本部機能の維持を図りつつ、国の外国人観光旅客誘致施策の動向を踏まえ、海外事務所に係る成果指標も参考にして、更なる海外シフトを進めるよう検討する。さらに、当該シフトに併せて、海外事務所長の判断により、活動経費の柔軟な執行ができる仕組み

を構築するとともに、他の国際業務型独立行政法人の拠点を活用することで、海外におけるプロモーションの高度化を支える機能的な体制を構築するものとする。

これら海外業務への重点化の方策の実施に当たっては、更なる業務の効率化を図り、追加的な国費の投入を生じさせないよう留意するものとする。

また、各海外事務所については、それに係る成果指標を参考に毎年度厳格な評価を行い、国の外国人観光旅客誘致施策の動向も踏まえつつ、事務所数やその配置の適正性について不断の見直しを行うものとする。

## (2) 観光旅客来訪促進業務の見直し

観光旅客来訪促進業務において、海外現地旅行会社に対する企画・販売支援等を行っているが、その支援は、結果的に特定の民間会社の商品の販売を促進するなど、特定の民間会社の利益となる事象により、不透明な取引が発生するおそれ強いことから、機構の公的役割を踏まえ、本支援の実施に当たっては、機会の平等及び特定の企業の利益にならないよう留意するものとする。あわせて、海外事務所を含め機構全体の職員のコンプライアンスの更なる徹底を図るものとする。

## 2 外国人観光案内所の整備支援業務の見直し

機構は、外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構が認定した外国人観光案内所に対して、訪日外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行っているが、現状ではこれらの支援の効果が明確に把握できない状況にある。

このため、国の政策目標である訪日外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、さらに、国民への説明責任の徹底及び事業の必要性・効率性等の評価に資するため、外国人観光案内所への整備支援効果が明確となるような定量的かつ具体的な成果指標を設定し、次期中期目標等において明記するものとする。

T I C（ツーリスト・インフォメーション・センター）については、ナショナルセンターとして求められる機能を十分に発揮できていないことから、利用者視点に立って、立地や他の外国人観光案内所との連携方法等を含め、現行の在り方を抜本的に見直すものとする。

あわせて、ナショナルセンターとしての活動成果をより明確にするとともに、その

必要性・効率性等の評価に資するため、運営効果が明確となるような定量的かつ具体的な成果指標を設定し、次期中期目標等において明記するものとする。

### 3 通訳案内士試験代行業務の見直し

通訳案内士試験の代行業務については、最近の4年間において、毎年約千人ずつ出願者が減少するに伴い、通訳案内士試験の受験手数料収入で試験業務経費を償うことができず赤字化している現状を踏まえ、その原因を分析した上で、試験実施方法の見直し等による試験事務の更なる効率化と出願者数の予測を実施し、併せて、受験者数の増大を図ることにより、次期中期目標期間の可能な限り早期に、本試験事務の収支が償う状態とするものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



## 独立行政法人水資源機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 建設事業の見直し

建設事業については、現在、ダム事業の検証が進められているが、できる限り早期にその結論を得るとともに、その結論を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

① 検証の結果、事業の廃止となった場合は、その後の状況に応じ、当該事業に係る要員及び総コストの削減を図るものとする。

また、併せて、財政融資資金の償還が確実になされるよう、主務省と調整の上、費用の負担方法などを決定するものとする。

② 検証の結果、事業の継続となった場合は、計画的な実施、コスト増の抑制及び利水者等の関係者間との連携を強化することにより、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図るものとする。

#### 2 施設管理業務の見直し

##### (1) 民間委託の拡大等

民間委託の更なる拡大を図るための「維持管理業務等民間委託拡大計画」（平成23年12月独立行政法人水資源機構）については、「コスト比較」、「受注業者の確保」

及び「信頼性の確保」の観点から検証（平成24年度中に実施）した結果を踏まえた民間委託率の目標を次期中期目標期間中の早期に確定し、同計画の見直しを行うものとする。

あわせて、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務の移管等についても、進捗を図るものとする。

また、効率的な施設管理を推進する観点から、監視システム（監視カメラにより、ゲート等の施設の稼動状況や河川の状況などを管理所から確認する設備）の一層の機械化・電子化を推進するものとする。

## (2) 施設の老朽化対策

管理移行後30年以上を経過した施設が半数以上あり、今後、老朽化する施設が確実に増加していく中、機構は、ストックマネジメントを全面的に展開するため、3年ごとのダム定期検査の実施及び管理している全ての水路等施設、ダム施設の電気・機械設備について平成24年度中に機能保全計画を策定することとしている。

上記に係る施設の点検方法及び機能保全計画等については、水の需要・供給の見直しの状況に配慮しつつ、更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化、確実な機能維持を図るため、定期的な機能診断調査の結果及び技術の進捗を踏まえ適時適切に見直すものとする。

## 3 総合技術センターの業務の見直し

「水に関する実務型シンクタンク」としての役割の中核を担うことを目的として、平成20年に総合技術推進室を改組した総合技術センターについては、その試験内容や保有する施設・試験機器に他の機関と類似していると考えられるものがみられる。このため、同センターで実施している機構事業に係る工事や管理に直結した支援及び試験について、他の機関との実施可能性を検討し、その上で機器の共同利用、情報共有等を行うことにより、他の機関との連携強化を図るものとする。

## 第2 組織面の見直し

### 組織のスリム化等

上記第1の事務及び事業の見直しの状況を踏まえ、計画的に要員の削減及び要員配置

の見直しを行うため、本社（総合技術センターを含む。）、支社・局及び事業所（以下「本社等」という。）ごとの要員配置計画を的確に作成し、業務量に応じて適時適切に改定するものとする。その際、出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直すとともに、本社等の業務スペースも適切な規模にすることにより、全体的にスリム化を図るものとする。

### 第3 保有資産等の見直し

#### 1 保有資産管理の見直し

総合技術センター試験場において、平成18年度以降使用されていない水理実験棟があることなどから、機構全体の保有資産の必要性等について検証を実施し、速やかに用途廃止などの処分等を検討し、適切な保有資産の管理を図るものとする。

#### 2 随意契約の見直し等

機構の行う契約については、今後、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づく業務委託契約等の増加が想定されることから、以下の取組により、随意契約の適正化及び一者応札・一者応募の見直しを推進するものとする。

① 機構が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 一者応札・一者応募となっている案件については、更なる契約条件等の見直しを行い、一層の競争性の確保に努めること。

また、監事監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するとともに、総合評価審査委員会、入札等監視委員会、低入札価格審査委員会、契約監視委員会及び工事等成績評定審査委員会を活用した契約の適正化に取り組むものとする。

なお、併せて、今後、国土交通省から示される公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた同省の入札談合に係る再発防止対策について、機構にも効果があるかどうかを検証し、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底するものとする。

#### 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 独立行政法人空港周辺整備機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 法人形態の見直し

機構が行う福岡空港の周辺環境対策については、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、国は、実施主体の検討を行うものとする。また、国及び機構は、次期中期目標期間中に、業務の適正かつ円滑な実施を確保するための進め方の検討などを行うものとする。

### 第2 事務及び事業の見直し

機構の事業、組織全般について、業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るものとする。

具体的には、緑地造成事業、再開発整備事業、民家防音事業及び移転補償事業について、効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行うものとし、併せて、効率的な事業執行を図るための組織及び定員の見直しも行うものとする。

### 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
  
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 道路資産の保有及び貸付業務の見直し

##### (1) 高速道路の維持・管理

高速道路の維持・管理については、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板の落下事故により多数の犠牲者等を出した事態の重大性に鑑み、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」（平成24年12月3日国土交通省に設置）等高速道路に関する各種有識者会議（注1）における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び機構は、高速道路株式会社（注2）（以下「会社」という。）と一体となって高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより、高速道路の安全性を一層向上させるものとする。

機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条の協定（以下「協定」という。）に基づき、毎年度、会社が実施した高速道路に係る管理業務の実施状況とその成果、計画管理費の計画と実績の対比等を記載した報告書及び会社ごとに1件程度選定した管理の実状についての現地確認を通じて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第4条に基づき会社が実施している高速道路の維持・管理の適正性等を確認している。

しかしながら、その確認は、管理費の見積もり等が適切に実施されているかどうか等のチェックが中心となっており、高速道路の管理水準の適切性及び妥当性の確認まで十分に行われていない。このため、高速道路の安全性の向上及び維持・管理の適正化等が図られるよう、国及び機構は、上記再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、高速道路の維持・管理の在り方を適切に見直すものとする。

また、機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図るものとする。

(注1) 高速道路のあり方検討有識者委員会（平成23年3月30日国土交通省に設置）、首都高速の再生に関する有識者会議（平成24年4月9日国土交通省に設置）、高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会（平成24年11月1日東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に設置）、首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会（平成24年1月26日首都高速道路株式会社に設置）、阪神高速道路の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会（平成24年11月2日阪神高速道路株式会社に設置）

(注2) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路会社

## (2) 協定及び業務実施計画の変更

協定及び機構法第14条の業務実施計画（以下「協定等」という。）の変更については、交通量や金利等の社会経済情勢等を注視し、債務返済計画が乖離する等、変更が必要と認められる場合に実施されているが、機構のホームページ等において公表されている当該変更に係る情報を見ても、その内容、理由及びその考え方が分かりにくい状況にある。

このため、協定等の変更に係る透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすため、どのような場合に協定等の変更を検討する必要があるのかについて、その考え方を機構ホームページ等で、国民に分かりやすく公表するとともに、今後、協定等の変更があった場合にも、その内容、理由等について、その考え方に照らして、

同様に公表するものとする。

## 2 債務返済業務の見直し

機構の保有する債務は、会社から支払われる貸付料を原資として返済されている。この貸付料は、会社の計画料金収入から会社の計画管理費を引いて算定される仕組みとなっており、会社の関連事業における利益並びに会社及び連結子会社（以下「会社等」という。）における利益剰余金については、貸付料に反映されていない。

会社等の利益剰余金は、平成23年度連結決算ベースで約2,061億円あり、その発生要因として、関連事業の利益が影響している。

このため、国は、その関連事業における利益及び利益剰余金が、機構が保有する高速道路に関連する業務で得られたものであることを踏まえ、「日本道路公団等民営化関係法施行法」（平成16年法律第102号）附則第2条に基づく、同法の施行の状況について検討する際等において、それらの在り方について、災害等により計画料金収入が未達成となった場合の会社の備え、高速道路利用者への還元、債務の早期・確実な返済の観点等から検討するものとする。

また、近年、会社におけるコスト削減努力により、計画管理費と実績管理費の差によって、会社の利益が増加している状況もある。

このため、計画管理費については、その計画額を適正に算定した上で協定を締結するとともに、計画額と実績額とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることで、適正な貸付料の算定を図るものとする。

## 第2 組織の見直し

### 機構本部の早期移転

機構本部（東京都港区西新橋）の移転については、機構法第5条において「機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。」と規定されている趣旨を踏まえるとともに、機構発足から7年が経過するにもかかわらず、移転の検討のみで実際に移転していないことから、更なるコスト削減を図る観点も踏まえ、可能な限り早期に神奈川県への移転を図るものとする。

### 第3 利益相反の発生の防止

機構は、会社が建設する高速道路に係る資産及び債務を引き受けており、会社の高速道路建設及び維持・修繕等に係る工事内容、建設後のキャッシュフロー等を精査し、確認する必要がある。この点、機構は会社と工事費用に係る債務の引受限度額や道路の貸付料について協定を結んでいるが、機構の職員の大半が会社からの出向者であり、上記の精査及び確認が不十分となるおそれや、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための何らかの仕組みが必要なことから、①出向職員は出向元に関する業務に携わらないこと、②利益相反が生じる場合には出向元以外の者がリーダーとなってチームを組むこと、③部長の下に置かれている企画審議役を活用したチェック体制の多重化の取組など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図るものとする。

### 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。